

## 幸区子育て情報誌編集会議設置要綱

### (目的)

第1条 幸区子育て情報誌を作成するために、幸区子育て情報誌編集会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 会議は、幸区子育て情報誌（以下「情報誌」という。）作成に関する事項について検討する。

### (構成)

第3条 会議は別表に定める子ども・子育て支援に関する組織・団体・機関等から選出された委員で構成する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員による後任委員の任期は、残任の期間とする。また再任を妨げない。

### (委員の責務)

第4条 委員は、区内に周知すべき子ども・子育て支援に関する情報収集および記事の作成等、情報誌の編集に必要な事項を行うものとする。

2 委員は、情報誌の編集を通じて得られた情報を目的以外に利用されることのないよう留意しなければならない。

### (会議)

第5条 会議は、幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 議長に事故があるときは、議長の指定する者がその職務を代理する。

### (作業部会)

第6条 第1条の目的達成のために必要な資料の収集、調査等を行うため、会議の下に作業部会を置くことができる。

2 前項の作業部会の職務は、会議の定めるところによる。

### (庶務)

第7条 会議および作業部会の庶務は、幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、幸区役所が決定し、会議の了承を得ることとする。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。また、この要綱の施行に伴い、「幸区子育て情報誌編集委員会設置要綱」は廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表

No	団体名等	人数
1	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課	1名
2	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課	1名
3	幸区役所まちづくり推進部生涯学習推進課	1名
4	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課	1名
5	幸区社会福祉協議会	1名
6	幸区こども文化センター	1名
7	上記の1～6の組織が推薦する子ども・子育て支援活動団体及びボランティア団体等から選出される者	12名以内
8	公募委員	3名以内

事務局	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課
-----	--------------------------------------